



長野県訓令第1号

本府内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の3中「山岳総合センター 機動隊」を「機動隊」に、「東北信運転免許センター 中南信運転免許センター」を「東北信運転免許課 中南信運転免許課」に改める。

人事課

長野県訓令第2号

本府内部部局
現地機関

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）に定める本府内部部局又は現地機関における兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の7の項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同表の25の項の次に次のように加える。

26	佐久建設事務所佐久北部事務所長	佐久建設事務所佐久北部事務所維持管理課長	—
27	北信建設事務所中野事務所長	北信建設事務所中野事務所維持管理課長	—
28	北信建設事務所飯山事務所長	北信建設事務所飯山事務所維持管理課長	—

本則の4の表の松本建設事務所の項及び長野建設事務所の項を削る。

人事課

長野県訓令第3号

本府内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表中「(財)長野県消防協会」を

「公益財団法人長野県消防協会」に、

「長野県土地開発公社 総務理事 理事 監事 局付」

を

ながの子ども・子育て応援 県民会議	事務局長
----------------------	------

長野県土地開発公社	総務理事 理事 監事 局付
-----------	---------------

を

長野以北並行在来線対策協議会	幹事
----------------	----

を

長野以北並行在来線対策協議会	幹事長
----------------	-----

に、「理事長 副理事長 理事 監事」を「理事 監事」に、

(財)長野県中小企業振興センター	理事 監事 委員 評議員
一般社団法人長野県情報サービス振興協会	特別理事
(財)広域関東圏産業活性化センター	委員

を

公益財団法人長野県中小企業振興センター	理事 評議員
---------------------	--------

一般社団法人長野県情報サービス振興協会	特別理事
---------------------	------

を

長野県食品工業協会	顧問
-----------	----

(財)長野県テクノ財團	副理事長 理事 監事 評議員
-------------	----------------

を

公益財団法人長野県テクノ財團	副理事長 理事 評議員
----------------	-------------

に、「副支部長 顧問」を「副支部長 理事」に、

信州メディカル産業振興会	理事
--------------	----

を

信州メディカル産業振興会	理事
A R E C • F i i プラザ	幹事

に、

長野県旅行業協会	顧問
長野県ベンション振興協議会	常任理事
長野県観光土産品公正取引協議会	顧問 参与

を

長野県観光土産品公正取引協議会	顧問 参与
-----------------	-------

に、

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会	会長
中央内陸県連合広域観光推進協議会	会長
長野県国際観光推進協議会	会長 副会長

を

「スノーリゾート信州」プロモーション委員会	事務局長
中央内陸県連合広域観光推進協議会	会長
長野県国際観光推進協議会	会長 副会長
上信越国際観光テーマ地区推進協議会	会長 副会長 事務局長
田舎暮らし「楽園信州」推進協議会	会長

に、

外国籍児童支援会議	理事 幹事
-----------	-------

を

長野県河北省経済交流推進協議会	会長 事務局長
外国籍児童支援会議	理事 幹事

に、

(財)長野県農業拓殖基金協会	理事 監事
長野県農業共済保険審査会	委員

を

長野県農業共済保険審査会	委員
--------------	----

に、

長野県農業再生協議会	会長 事務局長
------------	---------

を

長野県農業再生協議会	会長 事務局長 部会長 副部会長
------------	------------------

に、

長野県担い手育成総合支援協議会	副会長 幹事
(財)長野県林業労働財団	理事

を

(財)長野県林業労働財団	理事
--------------	----

に、「副理事長 理事 監事 運営委員」を「理事 監事 運営委員」に、

(財)長野県建設技術センター	理事 监事 評議員
(社)長野県産業開発青年協会	理事長 常務理事
長野県国土建設週間協賛会	顧問 幹事長 副幹事長

を

公益財団法人長野県建設技術センター	理事 监事 評議員
-------------------	-----------

に、

一般財団法人長野県建築住宅センター	理事 評議員
長野県建築物防災協会	顧問

を

長野県建築物防災協会	顧問
------------	----

に改める。

本則の2の表中

浅間テクノポリス地域センター地域評議員会	評議員
諏訪テクノレイクサイドセンター地域評議員会	評議員
伊那テクノバレー地域センター地域評議員会	評議員
アルプスハイランド地域評議員会	評議員
善光寺バレー地域センター地域評議員会	評議員

を

諏訪テクノレイクサイドセンター地域協議会	委員
伊那テクノバレー地域センター地域協議会	委員

に改める。

本則の3の表中

公益財団法人長野県長寿社会開発センター	支部長
(社)長野県地域包括医療協議会	理事 会員

を

(社)長野県地域包括医療協議会	理事 会員
-----------------	-------

に、「会員 参与」を「会員 参与 顧問」に改める。

本則の5の表中

(財)長野県中小企業振興センター	委員 評議員
長野県信用保証協会	委員
(社)中部電子工業技術センター	参与

を

公益財団法人長野県中小企業振興センター	委員
長野県信用保証協会	委員

に、

長野県食品工業協会	常任参与
(財)長野県テクノ財団	委員 理事

を

公益財団法人長野県テクノ財団	委員 理事
----------------	-------

に、

浅間テクノポリス地域センター地域評議員会	評議員
諏訪テクノレイクサイド地域センター地域評議員会	評議員
アルプスハイランド地域評議員会	評議員
善光寺バレー地域センター地域評議員会	評議員
長野県染色組合連合会	顧問

を

浅間テクノポリス地域センター地域協議会	委員
---------------------	----

に、

ARECプラザ	を
---------	---

AREC・F i i プラザ	に、
----------------	----

(財)長野県果樹研究会	顧問
-------------	----

を

(財)長野県果樹研究会	顧問
長野県園芸作物生産振興協議会	委員

に改める。

人事課

長野県訓令第4号

本府内部部局
企業局本府
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程(昭和46年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第4条第2項中「総務部管財課長」を「総務部財産活用課長」に、「総務部管財課課長補佐」を「総務部財産活用課課長補佐」に改め、同条第3項中「総務部管財課内」を「総務部財産活用課内」に改める。

第8条第1項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同条第3項中「衛視」を「警備員」に改める。

管財課

長野県訓令第5号

本府内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2条中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「あっては総合行政ネットワーク担当課の文書主任、同項第6号の事務にあっては」を「については、」に改め、「、それぞれ」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第42条第1項中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同項ただし書きを削る。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

別表第3の1企画部の項中

「 交通政策課並行在来線対策室 」 交並 「 」 を

「 交通政策課新幹線・在来線企画室
交通政策課リニア推進振興室 」 交新
「 」 交り に改め、同

1の総務部の項中

「 管財課 」 管 「 」 を

「 財産活用課 」 財活 「 」 に、

「情報公開・私学課	情私	」を
「情報公開・私学課 情報公開・私学課県立大学設立準備室	情私 情私大	」に改め、同
1の商工労働部の項中		
「経営支援課	経	」を
「産業政策課次世代産業集積室 経営支援課	産政次 経	」に、
「観光企画課	観企	」を
「観光企画課 観光企画課信州ブランド推進室	観企 観企ブ	」に、
「国際課	国際	」を
「移住・交流課 国際課	移交 国際	」に改め、同
2中		
「福祉大学校 介護センター	福大 介セ	」を
「福祉大学校	福大	」に、
「松本消費生活センター岡谷支所 環境保全研究所	松消岡 環保	」を
「環境保全研究所	環保	」に、
「北信建設事務所	北建	」を
「北信建設事務所 諏訪湖流域下水道事務所	北建 諏流	」に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第6号本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「第4条の7第3項、」を削る。

別表第1の企画部の項中「調整係 ブランド推進係」を「調整係」に、「交通企画係 新幹線・鉄道企画係」を「交通企画係」に改め、

同表の総務部の項中「管財課	」を
「財産活用課」に、「財産係」を「財産企画係 財産活用係」に、「法務係」を「法務係 公益法人係」に改め、同表の健康福祉部の項中「医療企画係 地域医療係」を「管理係 医療係」に改め、同表の環境部の項中「温暖化対策係」を「環境管理係 温暖化対策係」に改め、同表の商工労働部の項中「企画経理係 産業誘致係」を「企画経理係」に、「金融支援係 県產品振興係」を「金融支援係」に改め、同表の建設部の項中「施設係」を「施設第一係 施設第二係」に改める。	
別表第2の企画部の項を次のように改める。	
企画部	消費生活室
企画指導係	相談啓発係
別表第4の松本地方事務所の項中「総務係 契約係」を「総務係」に改め、同表の諏訪建設事務所の項中	
整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
用地課	用地第一係 用地第二係

に改め、同表の安曇野建設事務所の項を次のように改める。

安曇野建設事務所	総務課	総務係
千曲建設事務所	維持管理課	管理係 維持係
須坂建設事務所	整備課	計画調査係 整備係

別表第4の千曲建設事務所 須坂建設事務所の項を削り、同表の長野建設事務所の項中「用地第二係 用地第三係 用地第四係」を「用地第二係」に改める。

行政改革課

長野県教育委員会訓令第5号事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

第2条中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「あっては総合行政ネットワーク担当課の文書主任、同項第6号の事務にあっては」を「については、」に改め、「、それぞれ」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第41条第1項中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同項ただし書きを削る。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第49条第1項中「県令」を「訓令」に改める。

別表第3の2の(2)中 「長野県立歴史館
長野県山岳総合センター」 | 歴
山セ |」

を「 | 長野県立歴史館 | 歴 |」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局

学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

別表の教育総務課の項中「第13号」を「第10号」に、「第18号から第20号」を「第15号から第17号」に、「第14号から第17号」を「第11号から第14号」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局

教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会教育長

第3条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

第4条第3項及び別表第5中「教育機関」の次に「県立中学校、」を加える。

教育総務課